

令和4年第2回府中町議会定例会

会 議 録 (第2号)

1. 開 会 年 月 日 令和4年6月24日(金)

2. 招 集 の 場 所 府中町議会議事堂

3. 開 議 年 月 日 令和4年6月27日(月)

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員(18名)

|      |             |      |             |
|------|-------------|------|-------------|
| 議長   | 益 田 芳 子 君   | 副議長  | 西 山 優 君     |
| 1 番  | 川 上 翔 一 郎 君 | 2 番  | 宮 本 彰 君     |
| 4 番  | 狩 野 雄 二 君   | 5 番  | 坂 田 栄 一 君   |
| 6 番  | 田 中 伸 武 君   | 7 番  | 山 口 晃 司 君   |
| 8 番  | 二 見 伸 吾 君   | 9 番  | 梶 川 三 樹 夫 君 |
| 10 番 | 西 友 幸 君     | 11 番 | 寺 尾 光 司 君   |
| 12 番 | 力 山 彰 君     | 13 番 | 三 宅 健 治 君   |
| 14 番 | 齋 藤 昇 君     | 16 番 | 橋 井 肇 君     |
| 17 番 | 児 玉 利 典 君   | 18 番 | 木 田 圭 司 君   |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員(0名)

~~~~~○~~~~~

6. 付議事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 一般質問

~~~~~○~~~~~

7. 説明のため会議に出席した者

| | | |
|-----------|---|-----------|
| 町 | 長 | 佐 藤 信 治 君 |
| 副 町 | 長 | 齋 藤 哲 也 君 |
| 教 育 | 長 | 新 田 憲 章 君 |
| 総 務 企 画 部 | 長 | 増 田 康 洋 君 |
| 福 祉 保 健 部 | 長 | 山 西 仁 子 君 |

| | |
|----------------|-----------|
| 町 民 生 活 部 長 | 森 本 雅 生 君 |
| 教 育 部 長 | 榎 並 隆 浩 君 |
| 危 機 管 理 監 | 屋 敷 学 君 |
| 町民生活部次長兼自治振興課長 | 谷 口 充 寿 君 |
| 政 策 企 画 課 長 | 土 井 賢 二 君 |
| 総 務 課 長 | 宮 脇 理 恵 君 |
| 子 育 て 支 援 課 長 | 金 本 智 巳 君 |
| 高 齢 介 護 課 長 | 伴 谷 文 乃 君 |
| 学 校 教 育 課 長 | 立 花 淑 子 君 |
| 社 会 教 育 課 長 | 山 本 進 一 君 |
| 社 会 教 育 課 主 幹 | 小 路 和 司 君 |
| 危 機 管 理 課 長 | 松 林 亮 君 |

~~~~~○~~~~~

8. 職務のため会議に出席した者

議 会 事 務 局 長 森 太 君

~~~~~○~~~~~

9. 議事の内容

(開議 午前 9時30分)

○議長(益田芳子君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしております。よって、令和4年第2回府中町議会定例会第2日目の会議を開きます。

本日の議事日程でございますが、お手元に配付いたしております日程で会議を進めてまいりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) 御異議なしと認めます。よって、議事日程のとおり会議を進めることと決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長(益田芳子君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、12番力山議員、13番三宅議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（益田芳子君） 日程第2、一般質問を議題に供します。

一般質問は、慣例に従って総務文教から順を追って通告順に行います。

総務文教関係第1項、パブリックコメント（意見公募手続制度）の活用について、

16番橋井議員の質問を行います。

16番橋井議員。

○16番（橋井 肇君） 16番橋井 肇です。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、パブリックコメントの活用について質問をさせていただきます。

パブリックコメント制度は、町民の行政への参加推進と行政運営の透明化の向上を目的に、国においては法律により、また自治体においてはその定めるところにより実施されているもので、府中町では平成27年から町の基本的かつ重要な計画などを策定する際に計画案などを公表し、皆さんから提出された意見等を考慮して施策などを決定しています。また、応募のあった意見や、その意見に対する町の考え方などについてもホームページに公表し、町民に分かりやすく透明性の高い行政を推進しています。

この制度により、計画などが案の段階で広く公開されるようになり、意見しやすい環境が整えられ、町民の皆さんは事前に新たなルールについての理解を深め、そのルールがつけられる目的や根拠を知ることができます。さらには、必要に応じて直接意見を言えることがこの制度の最大のメリットであると言えます。

ただし、これまでの実施状況を見ると、直接意見を言うことはハードルが高く、せっかくの制度が形骸化しているのではないかと感じています。提出された意見が政策立案等にどう連携されていくのかなど丁寧な説明のほか、より積極的に町民の皆さんから御意見を頂くには、パブリックコメントを行う際の情報提供など、興味を持っていただけるような入り口での工夫が必要だと思えます。

そこで以下の2点について伺います。

1、パブリックコメント制度を導入した経緯と実績について。

2、現状の課題と今後の活用に向けた方向性について。

よろしくお願いをいたします。

○議長（益田芳子君） 答弁。

総務企画部長。

○総務企画部長（増田康洋君） おはようございます。総務企画部長です。

16番橋井議員の一般質問、パブリックコメント（意見公募手続制度）の活用についてに関し、答弁いたします。

パブリックコメントは、行政運営の透明性の向上と、町民の町政への参加機会の充実に資することを目的とし、平成27年度に府中町意見募集手続制度実施要綱を制定して以降、制度化しているところです。

それでは御質問の1点目、パブリックコメント制度を導入した経緯と実績についてです。

町では、従前から町民に分かりやすく、透明性の高い行政を展開してまいりましたが、さらに推進するため、町が施策を決定する過程において、町民に情報を開示し、町民の意見を反映していく仕組みを整えたいと考えました。その有効な手段として、パブリックコメントを導入したところです。

次に、実績です。

平成27年度から令和3年度までの7年間で、合計27事案のパブリックコメントを行っており、合計35件の御意見を頂いています。

御質問の2点目、現状の課題と今後の活用に向けた方向性についてです。

課題としては、計画策定等の遅延から、適切な募集期間を設けることができなかつたり、募集の周知方法として、ホームページには必ず掲載を行っているものの、広報ふちゅうには間に合わなかつたりといった、事務上の課題もございますが、現状最も課題であるのは、御意見の数の少なさであろうというふうに考えています。

先ほど、27事案行った中で、35件の御意見を頂いたと申しましたが、その27事案のうち半分以上の17事案において、御意見の数がゼロ件という結果となっています。

ゼロ件の理由として、信任いただいているからと考えられなくもありませんが、一方せっきくの機会を逸しているとも考えられ、課題であると捉えています。

次に、今後の活用に向けた方向性です。

町の施策の案をお示しするため、また、町の施策の内容をよりよいものとするため、さらには、町民と行政の協働によるまちづくりの一環であるという位置づけからも、引き続き、パブリックコメントは実施してまいります。

しかし、先ほどのような課題もございますので、議員に御指摘いただいた、興味を

持っていただけるような入り口での工夫をヒントに、こういった取組が可能か、研究・検討を進めてまいりたいと思います。

答弁は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（益田芳子君） 2回目の質問ございますか。

16番橋井議員。

○16番（橋井 肇君） 丁寧な御答弁、大変ありがとうございました。

パブリックコメント制度の課題の1つは認知度であると言われております。世間一般の関心が高い案については多くの意見が寄せられるようです。しかし、ほとんどの案はこれに当たらないと言われております。答弁においても町民の意見を反映していく有効な手段として導入したと言われてましたが、府中町でも27事案のうち、17事案において1件も意見が集まらなかったという報告も頂きました。現状の課題は意見の少なさであるとも言われました。

一般的にパブリックコメントの認知度が低いため、興味関心を招きにくいのではないかと、この制度の存在自体が広く知られていないことが大きな課題であるかと思えます。また、資料のページ量が多く、手に取ってもらえない、読むまでが大変で意見が出しづらいのではないかと感じます。さらには自由に意見できる環境は整っているものの、意見を提出してもそれが反映されるかどうかは行政機関の判断に委ねられております。

そこでお聞きします。

これまで27議案で35件の御意見を頂かれ、その意見はどのように反映され、意見を頂いた方への対応はどのようにされているのかお聞かせください。よろしく申し上げます。

○議長（益田芳子君） 答弁。

政策企画課長。

○政策企画課長（土井賢二君） 政策企画課長です。

16番橋井議員の2回目の一般質問、頂いた御意見の反映、対応について御答弁させていただきます。

頂いた御意見につきましては、担当部長においてその内容を確認、精査するとともに、真摯に検討しております。頂いた35件の御意見の内容は、まず今後の事業収支に当たって検討、または参考としたものが15件、御意見の趣旨が案に既に反映され

ていたものが8件、御意見を反映することが困難なものが2件、そのほか案に直接関係のない御意見が10件となっております。

頂いた御意見及び御意見に対する町の考え方については、御意見を頂いた方へ個別に回答はしておりませんが、全てホームページで公表しているところです。

答弁は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（益田芳子君） 3回目の質問ございますか。

16番橋井議員。

○16番（橋井 肇君） 16番橋井です。御答弁ありがとうございます。

答弁の中で、意見を頂いた方への個別な回答はしていないとのことでしたが、次につながるような丁寧な対応が必要ではないかと感じております。パブリックコメントは行政と町民との協働体制の構築や町民の政策に対する意見提出の機会として制度化している町民参画方法の1つです。先ほども申し上げましたが、パブリックコメントという制度の存在自体が広く知られていないため、意見を提出する人がごく一部に限られていることが大きな課題であると思います。また、意見提出件数が全体的に低調傾向にあるという実態を踏まえ、実施条件の周知や意見収集の方法について分かりやすさ、目につきやすさを意識し、工夫されている他の自治体の取組を紹介させていただきます。

計画の概要版を毎回作成、庁舎内の大きな掲示板に掲示、また担当課にも内容に合わせて周知方法を提案・指示、できる限り町民から意見がもらえるよう、担当課から関連団体に向けた別途案内を送付しているなど、実施対象に応じた効果的な効率的な実施方法を組み合わせておられます。

パブリックコメント制度の認知がもっと進み、誰もが意見できるようになれば、さらに暮らしやすい府中町になるのではないかと感じております。問題意識を持ち、積極的に今後も取り組んでいただきますよう要望し、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（益田芳子君） 以上で、第1項、パブリックコメント（意見公募手続制度）の活用について、16番橋井議員の質問を終わります。

続いて、総務文教関係第2項、下岡田官衙遺跡のPRと歴史民俗資料館の活用について、10番西議員、持続可能な歴史民俗資料館のあり方、8番二見議員、歴史民俗資料館を活かしたまちづくりを、9番梶川議員の質問を行います。

10番西議員。

○10番（西 友幸君） 皆さん、おはようございます。

それでは、下岡田官衙遺跡のPRと歴史民俗資料館の活用についてということで質問させていただきます。

我が国にとって歴史上または学術上価値が高く、継続的な保護・活用が必要で、町内初の国史跡に指定された下岡田官衙遺跡のPR方法や、歴史民俗資料館の活用について伺います。

令和4年4月にリニューアルされた府中公民館の2階と3階部分には、ギャラリーを含め、町の歴史や文化に触れることができる歴史民俗資料館が配置されております。府中町の歴史や民話など、古くから言い伝えられてきたことの紹介や、当時使用されていた家電などの生活用品を展示する一方で、最近はやりのAR技術により当時の下岡田官衙遺跡を復元した映像を見ることができるようなど、以前の歴史民俗資料館とは全く違った方法で、来館者が楽しめるような工夫がされていると思います。

また、オープン当時、ギャラリーには、自動車会社のマツダの展示スペースもあり、ロータリーエンジンや往年の自動車のパネル展示などもあり、来館者に好評だったと伺っています。

それでは、質問に参ります。

1点目、歴史民俗資料館には様々な資料の展示があり、町の歴史や文化の情報発信の拠点としての役割を担っていくことが期待されていますが、そのためには、これからも多くの方に来館してもらうことが必要であると思います。

例えば、ギャラリーの有効活用や、常設部分も定期的に展示内容を入れ替えたりすることなども、その一つの方法と考えています。

今後も、より多くの方に府中町の歴史や文化に触れていただけるよう、リピーターだけでなく新規の来館者を増やすためには、どのような事業展開が必要だとお考えですか。

また、2点目は、国史跡に指定された下岡田官衙遺跡についても今後整備が進むと思いますが、どのようにして町内外にPRしていこうとお考えですか。

よろしく申し上げます。

○議長（益田芳子君） 8番二見議員。

○8番（二見伸吾君） おはようございます。持続可能な歴史民俗資料館のあり方につ

いて質問をいたします。

本年4月、歴史民俗資料館がリニューアルオープンしました。大変立派な展示施設になったと思います。資料館のオープンはゴールではなく、新たなスタートです。後ほど述べますが、オープン当初は来館者が増えるものの、時の経過とともに減少し、10年20年たつと、ほとんど人の訪れることのない施設になってしまう。せっかくリニューアルしたわけですから、いつまでも人が訪れる資料館を目指す必要があります、これからは正念場だと言えます。

歴史民俗資料館は美術館や科学館などと共に博物館に分類されます。博物館は資料の収集、保管、展示による教育、調査研究を一体として行う機関であり、人々が物を通じて文化・歴史・自然を考え、学ぶ場です。

教育基本法は図書館や公民館と共に博物館を社会教育施設として挙げ、社会教育法も図書館及び博物館は社会教育のための機関とすると、このように規定をしております。全国に博物館は6,000近くもあります。博物館法の上では、教育委員会が所管し、館長と学芸員を配置すること、年間150日以上開館することなどを条件とした登録博物館が全国で914館、学芸員に相当する職員を配置し、年間100日以上開館することなどを条件とした博物館相当施設が372館あります。これら以外に法的規制を全く受けない博物館類似施設が4,452館で、全体の8割を占め、当町の歴史民俗資料館もここに分類されます。

戦後、博物館建設は2つのブームがありました。第1期建設ブームは1960年代から70年代にかけての事業、高度経済成長期における急速な宅地造成などから、文化遺産を守り、保存する機運が高まったことや、明治100年記念事業の一環として全国に博物館、主として県立ですけれども都道府県立博物館が造られています。70年代になると、田中角栄による列島改造論、第3次全国総合開発計画と軌を一にして博物館が市町村に広がりました。1973年に公立博物館の設置及び運営に関する基準がつくられ、76年には地方交付税の単位費用算定基礎に博物館費が計上されました。翌77年に文部省は社会教育施設活用促進費補助の対象に博物館活動を計上し、文化庁が市町村立歴史民俗資料館の設置運営の在り方を示します。1970年には登録施設161、相当施設177、その他が745、計1,083施設でしたけれども、類似施設を調査対象に含めた1987年には登録施設513、相当施設224、類似施設1,574、計2,311施設となり、ほぼ倍加をいたしました。



第2期建設ブームは1990年代から2000年代にかけての時期で、2008年には登録施設907、相当施設341、類似施設4,527、計5,775施設となり、1987年の2.5倍、1973年の5.3倍です。第2期はふるさと創生事業が契機となり、市町村を中心に博物館が急増いたしました。その後は横ばいで2018年は登録914施設、相当372施設、類似4,452施設、計5,738施設です。

地方自治体による博物館、歴史民俗資料館の設置が政府によって推奨され、類似施設を中心に博物館が増えました。博物館は現在、大きな問題を抱えています。

第1に入館者が少ない。年間入館者が5,000人未満の施設が全体の4分の1以上、設置者別で見ますと町村立の博物館の半分近くが5,000人未満、館種別で見ると、郷土系の44%、歴史系の30%が5,000人未満となっています。

第2に施設の老朽化、昨年までの府中町歴史民俗資料館の姿です。2019年度、日本の博物館総合調査報告書によりますと、施設や設備の老朽化が問題になっていると回答した博物館は全体の4分の3を越します。しかし、建て替えは容易ではありません。

第3は財政難です。調査報告書によりますと、中央値が示す普通の博物館の経費は事業費541万円、管理費700万円、人件費906万円となっており、全国にある多くの博物館、資料館は極めて厳しい財政状況となっています。博物館に対する公費、社会教育費は減少傾向にあり、1993年には1館当たり8,070万円でしたけれども、2015年には2,570万円にまで減ってしまいました。調査研究は博物館の基本的な機能であり、市民に博物館の活動の成果を還元、発信する展示・教育機能の基盤となるものですが、半数以上の博物館が調査研究に充てる予算がありません。資料購入予算がない館が全体の6割を占めます。公立博物館施設整備費補助金が1998年に廃止されたことに加え、2004年度から2006年度の三位一体改革が地方財政を窮地に追い込みました。このことが当然博物館の財政と運営にも影響を与えました。

第4に、職員体制が極めて不十分なことです。常勤の館長がいる館は全体の6割、中央値が示します普通の博物館の職員体制、常勤職員が3人、うち学芸員資格保有者が1人、非常勤職員1人です。常勤職員は減少傾向、非常勤職員は増加傾向にあります。学芸員がいない博物館は全体で16.5%、郷土系は29%、歴史系は20%を

占めます。町村立博物館の3割に学芸員がいません。

文化庁は1977年市町村立歴史民俗資料館の設置・運営の在り方を定めました。この在り方は各市町村立歴史民俗資料館、国立歴史民俗博物館、都道府県立歴史民俗資料館との連絡協力関係を強めるとともに、相互の連携を密にして情報資料の交換や次に掲げるような資料館活動を活発に行うことが望ましいとし、その活動内容として資料保存活動、調査研究活動、公開展示活動、学習活動の4つを挙げています。学習活動については地域の特性を考慮しつつ、文化財見学会の開催、文化財研修会の開催、ものづくり実演会の開催、民俗芸能等の練習会の開催、昔話など口頭伝承の研修会、生活文化財の研修会、芸術文化に関する住民の参加する活動を継続的に実施することが望ましいとされています。まさに歴史民俗資料館の望ましい在り方、追求すべき姿だと思います。

そこで質問です。

第1に、運営に関わる経費はどの程度見込まれているのでしょうか。資料購入費は予算化されているのでしょうか。

第2に、公民館・歴史民俗資料館には収蔵庫はないようです。資料の保管はどのようにするのでしょうか。

第3に、調査研究ですが、下岡田官衙遺跡が安芸駅家の可能性が高い官衙遺跡であり、山陽道沿線における官衙の展開を知る上で重要な遺跡であるとして国史跡に指定をされました。資料館としても調査研究を継続的に進めていく必要があると思いますが、どのような形で進めていく計画でしょうか。

第4に、展示の更新について計画はあるのでしょうか。中長期的展望に立った展示の維持保全計画、予算、展示更新のための積立て等は考えておりますでしょうか。展示室に隣接するギャラリーは、小さいながら企画展ができ、小回りの利くスペースです。企画展を通じて常設展へと導くこともできます。ギャラリーの使用計画はどうなっていますでしょうか。

以上、4点伺います。

○議長（益田芳子君） 9番梶川議員。

○9番（梶川三樹夫君） 皆さん、おはようございます。

歴史民俗資料館を活かした町づくりをとということで質問をしたいと思います。

4月に府中町歴史民俗資料館が複合施設として新しく開設されました。府中公民館

と一体の施設となっているため、様々な目的で訪れた人が資料館も見学し、来館者の増加につながっていると聞いております。また、展示の内容も最新の機器を使って分かりやすく、評判もいいと聞いております。今後も、資料館の運営を工夫しながら、より多くの人が見学に訪れる施設になればいいと思います。

以下、今後の運営について町の考えをお聞きします。

一つ、学校教育での施設見学学習の計画は。

二つ、ギャラリーの特別展示の計画は。

以上、2点でございます。よろしく願いいたします。

○議長（益田芳子君） 答弁。

教育部長。

○教育部長（榎並隆浩君） おはようございます。教育部長です。

10番西議員、下岡田官衙遺跡のPRと歴史民俗資料館の活用について、8番二見議員、持続可能な歴史民俗資料館のあり方、9番梶川議員、歴史民俗資料館を活かした町づくりをについてを併せて答弁いたします。

本年4月1日に府中町歴史民俗資料館は府中公民館と複合化を行い、先人が築いてきた町の歴史を町内外に発信していく拠点、また町の歩みを見学生徒が学習する場として、町にとって必要な生涯学習の推進を図る施設として開館いたしました。

歴史民俗資料館と公民館との複合化により、公民館の利用者は、自分たちの町の歴史を身近で気軽に触れられ、歴史民俗資料館を訪れた来館者は、公民館で活動している様々な人の姿や、そこで作られる作品に触れることができ、生涯学習、また、歴史文化を情報発信していく拠点として、多くの町民の皆様にご利用いただく施設として運営を始めました。

歴史民俗資料館の入館者の状況ですが、4月は3,122人、5月は2,103人で、合計で5,225人となっております。

それでは、まず、西議員の質問、今後來館者を増やすため、どのような事業展開を考えていますかと、二見議員の質問、ギャラリーの使用計画はどのようになっていますかと、梶川議員の質問、学校教育での施設見学学習の計画はと、ギャラリーの特別展示の計画はについてを一括で答弁いたします。

多くの方に歴史民俗資料館に来館していただくため、今年度は下岡田官衙遺跡国史跡記念シンポジウムやふるさと再発見講座を開催するほか、ギャラリーの有効活用を

考えております。

ギャラリー展示につきましては、4月のオープニングではマツダ株式会社の御協力により、「府中町とマツダの百年、そして未来」と題した企画展を、今月は「水分峡森林公園豪雨災害からの復旧」と題した企画展を行っております。今年度は、このほか昆虫展や下岡田遺跡のパネル展など町主催の企画展を3回程度開催し、来年度以降も年三、四回程度開催する予定でございます。

企画展が開催されない期間は、公民館活動団体による作品展などを開催し、年間を通じて、多くの方が歴史民俗資料館にお越しいただけるよう運営してまいります。

また、町の歴史を子どもたちへ伝承していく取組として、小・中学生を対象に、ふちゅうを学び、ふちゅうを好きになる事業、ふちゅう大好きキッズ育成プロジェクト事業を実施いたします。

この事業は、昨年度に続き実施するもので、小学4年生から中学2年生を対象に、歴史民俗資料館を活用し、下岡田官衙遺跡から発見された土器・瓦の観察、遺跡の現地見学、8月に開催する記念シンポジウムへの参加など、計5回の講座を行う予定です。

そのほか、学校教育での側面では、歴史民俗資料館を学習の場として活用するため、本年4月に町教育委員会が学習指導案を作成し、町内小学校へ提示しております。

具体的には、小学6年生の社会科で、単元名を「府中で実感！律令国家の世界へGO！～府中町歴史民俗資料館見学を通して～」と題して、律令国家の仕組みについて学んだ後、歴史民俗資料館に行き、木簡や安芸の国の駅家などの資料を見学したり、説明を受けたりする中で、実感を伴った理解につなげてまいります。

また、小学3・4年生の社会科においても、「人々のくらしとうつりかわり」、「郷土の伝統文化と先人たち」の単元で資料館を活用するよう働きかけております。

そのほか、町教育委員会では来年度から使用する小学校の社会科副読本に下岡田官衙遺跡について新たに盛り込むよう改訂作業を進めているほか、中学生が歴史民俗資料館を学習の場として活用できるよう、新たに学習指導案の作成も現在検討しております。

今後も、魅力ある歴史民俗資料館となるよう工夫していきたいと考えております。

次に、西議員の下岡田官衙遺跡をどのように町内外にPRされますかについてですが、下岡田官衙遺跡のPRにつきましては、記念シンポジウムや講座の開催のほか、

当町公式ホームページや広報ふちゅうによる紹介記事の掲載などで、町内外の方に広く遺跡を紹介していきたいと考えております。

次に、二見議員からの1つ目の質問、運営に関わる経費はどの程度見込んでいるのか。資料購入費は予算化されているのかについてですが、今年度の運営に関わる経費として、下岡田官衙遺跡国史跡記念シンポジウムの開催費用、シンポジウムの内容を記録した冊子の作成費、資料館2階ギャラリーで行う企画展に伴う費用など約220万円を予算計上しております。また、歴史民俗資料館での資料は、現在、保管している遺物等の資料を使用することから、新たに資料を購入する必要はないため、予算化はしておりません。

次に、二見議員の2つ目の質問、公民館・歴史民俗資料館には収蔵庫はなく、資料の保管はどのようにするのかについてですが、現在、歴史民俗資料館に保管されている資料については、整理を行っております。議員の言われるとおり、府中公民館及び歴史民俗資料館内には収蔵庫は設置しておりませんが、資料の保管につきましては、府中中学校東棟の1階・2階の一部に収蔵する予定でございます。

次に、二見議員の3つ目の質問、国史跡指定された下岡田官衙遺跡の調査研究をどのような形で進めていく計画なのかについてですが、下岡田遺跡は昭和38年から発掘調査を開始して以来、第11次調査まで実施し、令和2年3月に下岡田遺跡発掘調査報告書を作成しております。また、下岡田遺跡の包蔵地内で建物の建築等が行われる場合は文化財保護法に基づき調査を行います。調査結果により重要な埋蔵物が出土された場合は調査内容をまとめ、出土された埋蔵物を資料館で展示していきたいと考えております。

今後、下岡田官衙遺跡保存活用計画及び整備計画を策定後、下岡田官衙遺跡区域内を公有化した場合には、必要に応じて調査研究を行うよう考えております。

二見議員の4つ目の質問、展示の更新について計画はあるのでしょうか。中長期的展望に立った展示の維持保全計画、予算、展示更新のための積立て（基金）は考えていますかについてですが、展示の更新は、現在保管している遺物の中で活用できるものは、展示物の入替えをしていきたいと考えております。

また、展示更新のための積立て（基金）の設置については、現在考えておりませんが、多くの予算を伴う展示更新の費用などにつきましては、第5次総合計画及びその実施計画の中で検討してまいりたいと考えております。

答弁は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（益田芳子君） 2回目の質問ございますか。

10番西議員。

○10番（西 友幸君） 西です。下岡田官衙遺跡は国史跡に指定されたことで、町内の他の史跡や文化財を見たいと思う方が増えるのではないかと思います。

歴史民俗資料館を拠点に町内に点在するいろいろな施設、例えばですね、多家神社、それから府中町の出雲大社、神楽を最近やり出したし、神楽殿とかいろんなものもあります。その他有名なお寺もですね。そういったものを例えばマップみたいなものをつくってですね、民俗資料館見に来られた方に、そこらはちょっとここらもこういうようなのがあるんだよというね、パンフレット作ってですね、そこらも回っていただくということをですね、やっていただきたいと思います。単にね、施設の紹介してパンフレットを持ってもらうだけじゃなく、楽しく散策ができるようなコースの設定するなど、事業展開が必要だと思いますが、どのようにお考えですか。

○議長（益田芳子君） 8番二見議員。

○8番（二見伸吾君） 1回目の質問では、歴史民俗資料館の現状について伺いましたが、2回目は資料館のこれからについて質問いたします。

旧歴史民俗資料館は1984年役場新庁舎の完成・移転に伴い、旧庁舎を活用して設立、40年近くたって今回の移設リニューアルとなりました。旧資料館も立派な展示だったと思いますが、いかんせん古くなって、いつの頃からか人の訪れない施設になっていたと思います。新しい資料館もしばらくの間は多くの入館者が見込まれるでしょうが、やはり時間の経過の中で入館者が減っていくことは避けられません。

全国から人が訪れるようなといったことは考えなくていいと思いますが、町民の皆さんがしばしば訪れ、いつまでも活用される持続可能な歴史民俗資料館を目指す必要があります。

2006年文部科学省生涯学習政策局に、これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議が設置され、翌2007年に報告書、新しい時代の博物館制度の在り方についてがまとめられました。日本博物館協会がまとめた2つの報告書を踏まえ、これからの博物館は資料の収集や調査研究等の活動を一層充実させるとともに、多様化・高度化する学習者の知的欲求に応えるべく、自主的な研究グループやボランティア活動などを通じて学習者とのコミュニケーションを活性化していく必要があるとし、市

民と共に資料を探求し、知の楽しみを分かち合う博物館文化の創造を掲げております。

実はその実践は1970年代半ばから始まっております。1976年に開館をした平塚市博物館が提唱した地域博物館づくりです。地域博物館とは、従来型の展示中心の博物館ではなく、市民と共に活動する、教育や普及活動を重視した博物館の在り方を目指すものです。1つの事柄を学問分野にとらわれない、いろいろな見方から知ることのできるような博物館、教育普及活動を重視し、テーマを持つ総合博物館であって、市民に何度も足を運んでもらえるような密接なつながりが絶対条件として要求されると、このように定義づけられています。

平塚市博物館は、学習活動の場が充実し、博物館活動の主役となっています。伊藤寿朗氏のひらけ、博物館には次のように紹介をされています。例えばせみの抜け殻調査、最初の年、自然観察サークルで小学生対象の観察会を開く、抜け殻集め、夜の羽化観察、せみの声を録音し、サークル活動のまとめをつくると。2年目は館の行事として自然観察入門講座を小・中学生対象に開いた。抜け殻から種類を見分ける方法などの資料を作り、そして3・4年目で市民参加の抜け殻調査、館は寄せられたデータを整理して、館のニュースに発表し、特別展に仕立て、研究発表にまでまとめ上げた。石仏を調べる会、海岸の漂流物を拾う会、平塚蜘蛛の会、湘南昆虫研究会、鳥の集団ねぐらを生態調査するねぐら研究会、古文書購読会の常連から生まれた平塚地域史研究会などの市民サークル、博物館を拠点に活動しているといえます。

伊藤氏は、平塚市博物館のこういう取組を調査・研究・収集・保管・公開・教育、これら一つ一つの活動が地域という場で有機的に組み合わせられ、発展していく代表例であると評価をしております。収集した資料を展示することで終わるのではなく、それを町民の皆さんの学習・調査研究へと促し、府中町をよく知って、よりよいまちづくりに生かしていく。参加し、体験するという継続的な活動を通して、知的探究心を育んでいくこと、それが歴史民俗資料館に求められているのではないのでしょうか。

歴史民俗資料館を含む博物館は図書館と共に社会教育のための機関であり、主として青少年及び成人がその対象となっています。しかし、今日では学校教育にとっても博物館の果たす役割が増しています。1990年代後半から社会科・理科を中心に教科として博物館利用が盛んになり、2000年から段階的に始められた総合的な学習によって博物館の教育的役割は一層強くなりました。今日では、博物館と小・中学校とが連携して授業のサポートなどを行う博学連携、博物館と学校、博学連携が盛んに

なっており、博物館は児童生徒を受け入れるばかりでなく、学校への出前授業なども行い、博物館の理解者と未来の博物館利用者の開拓にも力を入れている。

このように、歴史民俗資料館と学校教育と結び合わせていくことは重要だと思われ  
ます。そこで質問です。

当町の歴史民俗資料館も教育普及活動を重視し、テーマを持つ総合博物館、町民の  
皆さんに何度も足を運んでもらえるような博物館を目指すべきだと考えますが、町の  
見解をお聞かせください。

学校教育との結びつき、博学連携の取組について計画があれば教えてください。

次に、職員体制についてであります。

1 回目の質問で申しましたように、標準的な博物館の職員体制は常勤職員が 3 人、  
うち学芸員資格保有者 1 人、非常勤職員 1 人というものです。残念ながら現在のところ、  
歴史民俗資料館専任の職員はいません。学芸員もいない。博物館法はその第 4 条  
で博物館に専門的職員として学芸員を置くとし、学芸員は博物館資料の収集、保管、  
展示及び調査研究その他、これと関連する事業についての専門的事項をつかさどると  
規定しています。歴史民俗資料館が教育普及、博学連携を進め、町民の皆さんに何度  
も足を運んでもらえるような施設になるためには、学芸員や専任の職員が必要です。  
過去 2 回、梶川三樹夫議員が学芸員の配置について質問いたしました。答弁は学芸員  
を配置する必要性について理解しているが、常勤職員を配置するかどうかは限られた  
財源と運営スタッフの中で幅広く検討したい。これまでの成果の展示のほか、所蔵資  
料の保管、展示及び調査研究を行う職員の配置が必要であると認識しているというも  
のでした。

そこで質問です。

資料館もリニューアルオープンし、現時点での学芸員の配置、職員体制についてど  
のようにお考えですか。

以上です。

○議長（益田芳子君） 9 番梶川議員。

○9 番（梶川三樹夫君） 御答弁ありがとうございます。

2 回目の質問です。

今後、府中町歴史民俗資料館の運営についてですが、まず 1、ボランティアガイド、  
そして子どもボランティアガイド、これについては昨年 6 月議会でも質問をしてお



りますが、次世代への継承のためにもということもありまして、小・中学生の知恵も必要ではないかというふうに考えておりますので、ボランティアガイド、子どもボランティアガイドの活用、育成の考え方について聞かせていただきたいと思っております。

そして2点目は、二見議員からも出ましたが、今後の学芸員の配置検討についての考え方を教えてください。

以上2点、お願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） ここで、休憩といたしたいと思います。

再開は10時40分からといたします。休憩。

（休憩 午前10時26分）

（再開 午前10時40分）

○議長（益田芳子君） 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） 引き続き、10番西議員、8番二見議員、9番梶川議員の2回目の質問に答弁を行います。

答弁。

社会教育課主幹。

○社会教育課主幹（小路和司君） 社会教育課主幹です。

西議員、二見議員、梶川議員の2回目の御質問に答弁させていただきます。

西議員からの歴史民俗資料館を拠点に、町内の史跡や文化財を散策できるような事業展開について、どのように考えているのかとの御質問ですが、府中町の歴史や文化につきましても、歴史民俗資料館の3階の入り口に、府中町みどころガイドとして紹介しているところでございます。

町内の史跡文化財を散策できるような事業展開につきましても、今年度、スポーツ推進事業と共催して、歴史民俗資料館をスタート地点とした、町内の歴史・文化財を知っていただくため、クイズを取り入れたウォーキング事業を企画する予定です。このウォーキング事業を通して、国史跡指定を受けた下岡田官衙遺跡や町の文化財を実際に見ていただき、史跡や文化財の理解を深めていただける事業にしていきたいと考えております。

二見議員からの教育普及活動を重視し、テーマを持つ総合博物館、町民の皆さんに何度も足を運んでもらえるような博物館を目指す考えがあるかとの御質問ですが、歴史民俗資料館へ何度もお越しいただけるよう、府中町歴史・文化財ガイドクラブによる調査研究や、ふちゅう大好きキッズ育成プロジェクト事業での講座のほか、公民館活動で学ばれた成果をまとめるなど、様々なテーマをもった催しを、公民館との協働で企画し、誰もが気軽に立ち寄り、学べる歴史民俗資料館としていきたいと考えております。

このふちゅう大好きキッズ育成プロジェクト事業についてですが、歴史と自然・モノづくりの3つのテーマで、各テーマ定員を10名として、年間30名の小・中学生を対象に講座などを実施し、生まれ育った府中町を学び、好きになる事業でございます。

次に、学校教育との結びつき、博学連携の取組について計画があるかとの御質問ですが、教育部長の答弁にもありましたとおり、歴史民俗資料館を学習の場として活用していただくため、本年4月町教育委員会では、歴史民俗資料館の見学を取り入れた歴史学習の小学校学習指導案を作成しております。

また、来年度から使用する小学校の社会科副読本に下岡田官衙遺跡について新たに盛り込むほか、中学生が歴史民俗資料館を学習の場として活用できるよう、新たに学習指導案の作成も現在検討しております。

その他、現在ICTを活用して、学校でいつでも歴史民俗資料館の展示された遺物の写真などの資料を活用できるようにもしております。

今後も、歴史民俗資料館を学習の場として活用することで、学校と歴史民俗資料館の連携を深めていきたいと考えております。

二見議員からの御質問、現時点で学芸員の配置、職員体制についてどのように考えているかと、梶川議員からの御質問、今後学芸員の配置はについて一括して答弁いたします。

下岡田官衙遺跡は、埋蔵文化財として国の史跡指定を受けており、埋蔵文化財の保存活用や歴史民俗資料館の展示の管理などの業務を行うためには、埋蔵文化財業務に精通した職員の配置が必要と考えております。

現在は、学芸員の資格をお持ちではありませんが、埋蔵文化財の発掘調査の経験がある会計年度任用職員を1名雇用しております。

学芸員の配置については必要であると認識はしておりますが、資格の有無だけではなく、埋蔵文化財の調査などに知識及び技能を有する人材の雇用を検討していきたいと考えております。

梶川議員からの御質問、ボランティアガイド、子どもボランティアガイドの活用・育成についてですが、現在、府中町歴史・文化財ガイドクラブの皆さんに、歴史民俗資料館への来館者に対するボランティアガイドをしていただくよう、調整をしております。ボランティアガイドにより、歴史民俗資料館の魅力や下岡田官衙遺跡の情報発信をしていきたいと考えております。

また、ふちゅう大好きキッズ育成プロジェクト事業に参加した児童生徒が、本事業で学習したことを生かして、ボランティアガイドとして活動してもらえよう、ボランティアの育成などにも取り組んでいきたいと考えております。

答弁は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（益田芳子君） 3回目の質問ございますか。

10番西議員。

○10番（西 友幸君） 最初の答弁において、学習指導案に下岡田官衙遺跡の教材として活用していくとありました。そこで、改めて教育長にお伺いします。

国史跡に指定された下岡田官衙遺跡を教材として活用し、またその他の府中町の遺跡ですね、府中町の歴史を学習する上で子どもたちがどんなことを期待し、またどんな目標を持ってもらいたいのですか。

答弁よろしく申し上げます。

○議長（益田芳子君） 8番二見議員。

○8番（二見伸吾君） 教育普及活動や学校教育との結びつきにも力を入れているという答弁でした。また、埋蔵文化財に精通した職員が必要で、現在は発掘調査の経験を持つ方を会計年度任用職員として雇用しているということでした。

学芸員資格を持っている常勤職の採用、埋蔵文化財に詳しい常勤職員を採用すべく努力をしていただきたいと思います。

本年4月8日博物館法の一部を改正する法律が可決成立いたしました。文部科学省は、今回の法改正について、博物館の事業の見直しを行うとともに、博物館登録制度を改め、博物館の底上げ、守り立てを図るものと説明しております。しかし、財政的な裏づけはほとんどなく、底上げ、守り立ては掛け声だけです。また、博物館法の目

的に文化芸術基本法の精神に基づくことが付け加えられました。観光立国推進法、文化観光推進法と相まって、観光やまちづくりへの貢献に力点が置かれております。国立教育政策研究所は、観光立国に資する社会教育事例集を2009年に発行しました。文化芸術と観光やまちづくりなどとの連携はあり得ることです。

しかし、本来の役割、資料の収集、保管、展示による教育、調査研究がおろそかになるようなことがあってはなりません。2017年、山本幸三地方創生大臣が地方創生に関するセミナーの中で、観光振興をめぐり、一番のがんは文化芸術員と言われる人たち、観光マインドが全くない、一掃しなければ駄目だと発言をし、厳しく批判をされました。この発言の背後には、インバウンド観光の推進、自治体が訪日外国人観光客をうまく取り込んで稼ぐ、博物館をその手段にするという考え方があり、これまでの博物館、そして学芸員の努力を否定するものです。

青森市にある棟方志功記念館が2023年度に閉館すると地元紙が伝えました。新型コロナウイルスが影響した入館者数減少による運営難、施設老朽化などが要因だといえます。棟方志功という高名な版画家の博物館でさえ、入館者が減れば経営が立ち行かなくなり、閉館に追い込まれる。博物館に対する国の助成があれば、閉館は防げたはずですが。

公立・私立問わず、博物館に対する国の助成はありません。博物館受難の時代と言えるでしょう。そういう中でも、当町の歴史民俗資料館は様々な制約を乗り越え、地域博物館として引き続き発展することを期待・要望して私の質問を終わります。

○議長（益田芳子君） 9番梶川議員。

○9番（梶川三樹夫君） 要望2点言わせていただいて終わりたいと思います。

1つ目は、先ほど答弁にありましたボランティアガイド、子どもボランティアガイドもあるんですが、特に大人のほう、歴史文化財ガイドクラブの皆さんがボランティアガイドの中心になると思うんですけども、そのマニュアルというものがまだできてないんじゃないかと思います。みんなばらばらで自分勝手に説明したのではあまり意味がないと思いますので、ある基本的なガイドをするマニュアルというものを早くつくる必要があるのではないかというふうに考えております。それ要望しておきます。

そして、もう一つはちょっとこの前の中国新聞に載ってたんですけど、6月19日の新聞です。熊野町インスタフォロワー増加という大きな記事が載っておりました。熊野町が取り組んでいる写真有料アプリ、インスタグラムのフォロワー数が増加して

いるということです。この発信方法を改善して、僅か5か月で倍以上になるという成果が出ているそうです。特に若い人、20代から40代がフォロワーに多いんだそうですけども、このフォロワーの仕方をちょっと変えることで、また発信方法を改善したことで倍以上になったという成果がという記事を読んで、府中町も下岡田官衙遺跡などの史跡などもアップしてフォロワー数がアップして観光の資源にもしてほしいなというふうに思っております。これは政策企画が担当だと思んですけども、研究していただきたいと思います。

また、ギャラリーの展示も工夫してより多くの方が来館していただけるように頑張ってくださいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（益田芳子君） 答弁。

教育長。

○教育長（新田憲章君） 教育長です。

西議員の下岡田官衙遺跡を教材として活用し、歴史を学習する上で子どもたちにどんなことを期待し、どんな目標を持ってもらいたいかという御質問を頂きました。

府中町の児童生徒には生活科や社会科、総合的な学習の時間で下岡田官衙遺跡などの地域教材を関連させることで、府中町に愛着を持てる児童生徒を育成していきたいと考えております。特に小学校の生活科ではまちたんけんでは町の様子を、社会科や総合的な学習の時間では、町や人々の暮らしの移り変わりについて歴史民俗資料館の見学や社会科副読本を活用し、住みよいまちづくりについて考えていきます。そして、小・中学校の社会科歴史分野では、教育部長の答弁にもありましたが、実感を伴って理解できるよう、律令国家の学習とも関わりの深い、下岡田官衙遺跡を本年4月に教材化しました。併せて、来年度から社会科副読本も活用して学習できるよう準備を進めております。

また、本町が重点施策として取り組む志の教育に係る内容として、中学校の総合的な学習の時間では、小学校での学びを基に地域探訪、住みたい町をテーマに自己の果たすべき役割を考え、よりよい府中町をつくるためのアイデアを提案する学習も行ってまいります。

このように、下岡田官衙遺跡をはじめとする町の伝統や文化を教材として活用することで、府中町のよさに気づくとともに、府中町で育ってよかった、地域に誇りを持

てる児童生徒を育成していきたいと考えております。

答弁は以上です。

○議長（益田芳子君） 以上で、第2項、下岡田官衙遺跡のPRと歴史民俗資料館の活用について、10番西議員、持続可能な歴史民俗資料館のあり方、8番二見議員、歴史民俗資料館を活かしたまちづくりを、9番梶川議員の質問を終わります。

続いて、総務文教関係第3項、町立学校における歯の健康指導について、14番齋藤議員の質問を行います。

14番齋藤議員。

○14番（齋藤 昇君） 皆さん、おはようございます。14番齋藤です。

質問事項、町立学校における歯の健康指導についてを質問させていただきます。

私が、現在悩まされている歯の問題について、質問をいたします。

政府が国民歯科健診の導入を検討すると言っています。私は、府中町の学校で歯の健康指導をもっと力強く進める必要があると思っています。私は人生50年と考えて、歯の手入れをおろそかにして、若いときから歯医者とは縁があり、長い付き合いです。今現在も歯医者に通い、比較的大きい入れ歯を上と下の2か所に入れてあります。これ、手入れも大変です。また、何度も作り直しています。歯の治療も大変で、時間とお金も多くかかります。激痛に襲われたことも何度もあります。皆さんには体験してもらいたくはありません。若いときの歯に対する認識不足を大変後悔しています。

現在は平均寿命も延び、人生100年とも言われる時代です。乳歯の生え変わる前の幼稚園児から中学生まで教育していく必要があると考えます。

保健体育の中で、歯科医師や歯科衛生士といった専門家による講義を設け、歯周病などが内臓疾患といった影響を及ぼすことも含め、内科・歯科両面からの予防など、総合的に自己管理を行う知識を習得する機会があればよいと思います。治療が必要になった場合の苦痛、経費、時間など、本人にとって大変なことを十分に理解してもらえば、学ぶことにより治療を要する症例が減少し、早期治療が促進、重症症例が減少し、医療費も抑えられると思います。

小・中学校での歯に関する指導をどのように行っているのか質問いたします。答弁よろしく願いいたします。

○議長（益田芳子君） 答弁。

教育部長。

○教育部長（榎並隆浩君） 教育部長です。

14番齋藤議員、町立学校における歯の健康指導について答弁いたします。

齋藤議員より、小中学校での歯に関する指導をどのように行っているかについて御質問いただきました。小中学校における歯の健康に関する指導については、文部科学省の学習指導要領に基づいて指導を行っております。

具体的には、小学校第6学年の体育科や、中学校第2学年の保健体育科において、虫歯や歯周病を予防するために、食べ物の取り方に気をつけたり、歯磨きなどで口の中を清潔に保ったりすることによって、虫歯や歯周病を防ぐことができることを学習いたします。

指導に当たっては、写真や映像資料を活用し、担任と共に養護教諭も指導に加わるなど、学んだ知識を日々の生活に生かすことができるよう工夫しております。

また、学級活動では、心身の健康の保持増進や事故や災害等から身を守ることに ついて、学年や学級の実態に合わせて題材を選択し指導しております。

歯の健康を題材にした小学校の学級活動では、歯科衛生士をゲストティーチャーに招いて、正しい歯磨きの仕方を実際に歯ブラシを使って学んだり、乳歯や永久歯の違いや、生涯を通じて健康な歯を保つ8020運動について教えてもらうなどの活動も行っております。

そのほか、授業だけではなく、日々の学校生活でも歯の健康に関わる指導を行っております。毎日の給食では、よくかんで食べることで唾液が分泌され虫歯防止につながることや、食生活の栄養バランスの大切さなども学んでおります。

そして、歯の健康保持は家庭での指導も大変重要であるため、正しい歯磨きの方法などを保健だよりで伝えるなどの啓発も行っております。

今後も引き続き、学校生活の様々な機会を捉え、歯の健康を保つことの必要性を理解できるよう指導してまいります。

答弁は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（益田芳子君） 2回目の質問ございますか。

14番齋藤議員。

○14番（齋藤 昇君） 14番齋藤です。

本当に御丁寧な答弁ありがとうございました。もう2年数か月にわたってコロナ禍の中、いろんなことをやはりやられるのがなかなか難しいような状況の中で、今、保

健指導とかいろんなような形でしっかりやられているということをですね、限られた時間の中で子どもたちの歯の健康について指導されているのは大変理解できました。

私も歯の大切さ痛感しております。子どもの頃からの歯の健康を意識して生活することは大変重要と考えます。昔に比べ、生活様式や食生活も変化し、現在も新型コロナ感染の影響で子どもたちも精いっぱい学校生活を送っていると思います。子どもの頃からの歯を健康に保つことは長寿社会の現代、非常に大切です。できる限り子どもたちに歯科健診を含め、歯の健康について理解し、元気にできる限り子どもたちに歯科健診を含め、歯の健康について育っていただくことを願うとともに、できる限り歯の大切さを続けていただくよう重ねて要望しておきます。

以上で、私の質問は終わります。大変ありがとうございました。

○議長（益田芳子君） 以上で、第3項、町立学校における歯の健康指導について、14番齋藤議員の質問を終わります。

続いて、総務文教関係第4項、榎川、八幡川の洪水浸水リスクの周知について、11番寺尾議員の質問を行います。

11番寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） 11番寺尾です。一般質問、質問事項です。榎川、八幡川の洪水浸水リスクの周知についてということで、一般質問させていただきます。

今年はちょっと空梅雨模様ということではございますが、雨の季節、出水期を迎えております。

広報ふちゅう6月号には「風水害に備えましょう」ということで特集記事が掲載されております。防災情報の取得を確認すること、災害危険場所を確認すること、災害時に必要なものをそろえることや緊急時の心がけなどを伝えております。この広報記事の中に、「新たに榎川、八幡川の浸水想定区域が指定されました。洪水ポータルひろしまで、大雨が降った際に危険な場所、浸水が予測される区域と危険の程度、想定される浸水の深さが確認できます。」と新しい浸水危険情報のことが示されておりました。

早速県のホームページで確認をしてみました。これはなかなか手ごわいホームページでして、内容は情報量が満載で専門性が高いのではと思われましたが、何とかホームページで情報にたどり着くことができました。

府中町のこれまでの浸水想定は、北部が府中大川、南部が猿猴川を対象とした洪水



浸水想定であり、榎川と八幡川の浸水想定はありませんでした。このたび、法律改正を受けて県が作成し公表したということですが、従前の府中大川の浸水エリアに比較し、範囲が拡大し、浸水の深さ、水深も深くなっている地点があると見受けられました。これらの情報を住民の方に理解しやすいように適切に迅速に周知することが必要でございますが、町としてどのように取り組まれているか、以下、伺いたします。

1つ目が、今回の中小河川、榎川と八幡川の洪水浸水想定区域が公表された目的、背景、想定内容などを教えてください。

2つ目、従前の府中大川、猿猴川の浸水想定区域と比較し、新たに増えた区域や浸水の深さが深くなった地区は、どこで、どの程度ありますか。

この場合、住民の避難行動に影響を与えることがありますか。該当する地域や自主防災会などに情報提供はできているのでしょうか。

3つ目、住民への周知方法は。県資料によりますと昨年9月22日に公表したとなっておりますが、それ以後の住民周知方法はどのようなのでしょうか。県と町、それぞれの役割分担は、どのようになっているのでしょうか。

以上をお伺いをいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（益田芳子君） 答弁。

危機管理監。

○危機管理監（屋敷 学君） こんにちは。危機管理監です。

1番寺尾議員からの一般質問、榎川、八幡川の洪水浸水リスクの周知についてに答弁させていただきます。

広島県では今月14日に梅雨入りし、10月までは出水期として集中豪雨、台風など大雨が心配される時期となりました。住民の皆様には、晴れた日に大雨に備えておくとともに、気象情報を確認して、いざというときに適切な行動が取れるように心構えをしておくことをお願いいたします。特に、いつ避難するのか、どこへ避難するのか、また、非常用の持ち出し品はまとめているか、常に一定量の食品などが家庭で備蓄されているかを確認してください。

それでは、1点目の御質問、今回の中小河川、榎川と八幡川の洪水浸水想定区域が公表された目的、背景、想定内容についてお答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、当町ではこれまで、府中大川と猿猴川の大河川について、洪水浸水想定区域として広島県から指定を受けており、町のハザードマップに浸水範囲

や浸水深などの情報を記載しています。この指定は、水防法に基づき、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を対象とするものです。

一方で、近年の水災害の激甚化・頻発化により、令和元年東日本台風などでは、大河川以外の河川において、河川氾濫による人的被害が発生していることもありまして、水害リスク情報の空白地帯を解消するために令和3年7月にこの水防法が改正され、指定対象が現行の大河川に加え、住宅等の防護対象のある中小河川に拡充されました。当町では、令和4年1月に榎川と八幡川が指定されております。

洪水浸水想定区域に指定されていない中小河川は、水害リスク情報の空白地帯となっておりまして、本来水害リスクが高い場所でも洪水に対して安全な場所といった誤解を与えるおそれがあることから、避難判断のための水害リスク情報を早期に提供するという重要性に鑑みて、広島県において、中小河川の水害リスク評価が進められ、今回洪水リスクマップとして公表が行われたところです。

次に2点目の御質問、従前の府中大川、猿猴川の浸水想定区域と比較し、新たに増えた区域や浸水の深さが深くなった地区は、どこで、どの程度あるか。この場合、住民の避難行動に影響を与えることがあるか。該当する地域や自主防災会などに情報提供はできているかについてお答えさせていただきます。

新たに増えた地域や浸水深が深くなった地域として、これまでの洪水リスクマップと比較すると、町内会16団体に影響が及びます。その地域の町内会長には直接説明を行い、これからも連携を取っていくことにしております。住民の皆様には、広報ふちゅう6月号、ホームページでお知らせするとともに、防災あきふちゅう7月号として町内会での回覧をお願いしているところです。

また、榎川と八幡川については、現在、広島県防災ウェブの洪水ポータルひろしまに掲載されていますので、御自分の地域の浸水深を再度御確認いただければと思います。

洪水浸水想定区域は、想定し得る最大規模の降雨を前提として計算をされたものです。しかし、この計算では反映し切れない浸水も発生する可能性があるため、注意が必要です。そのため、住民の皆様への避難行動については、屋内で安全確保が取れるか、安全な避難路を確保して指示された避難所に避難ができるか、避難のイメージを高めいただき、いざというときに町の避難情報を踏まえて適切に行動していただくこと

が重要となります。高齢者等避難、避難指示などの避難情報は従来どおり町が発表します。防災行政無線、防災・安全安心情報メール、テレビなどの様々な手段を通じて御確認くださるようお願いいたします。

次に3点目の御質問、住民への周知方法は。県と町、それぞれの役割分担はについてお答えさせていただきます。

広島県は、洪水リスクマップを昨年9月22日に公表し、ホームページでの閲覧開始や区域指定の告示などを行っており、これを受けて、町では住民の皆様への周知を徹底し、適切な避難行動につなげてもらうということが重要となってまいります。

町の周知方法としましては、先ほど申しましたように、広報、ホームページの掲載、町内会回覧を行うこととしています。また、町内会等で御希望があれば、出前講座も受け付けておりますので、ぜひ御活用ください。

現在、インターネット上でのウェブハザードマップの作成を進めており、今年度中に完成いたします。併せて、このハザードマップのデータにより紙媒体のマップを印刷し、広報ふちゅうと同時配布できればと考えております。

引き続き、特に危険な地域にお住まいの住民の皆様には、気象情報や町からの避難情報に注意し、避難が必要なときには迷わず避難していただくようお願いいたします。町では、適切な避難につながるよう、水害リスク情報のさらなる充実・強化に取り組んでまいります。

答弁は以上です。よろしくようお願いいたします。

○議長（益田芳子君） 2回目の質問はございますか。

11番寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） 答弁ありがとうございました。

今回の公表は浸水想定が出されていない中小河川は洪水に対して安全な場所という誤解を与えかねないので、このたび県において推定算定され、洪水の危険性があるということを示すため公表されたということでございます。想定し得る最大規模の降雨に対応したものということですが、これ県のホームページによると0.1%、1,000年に一度の確率ということでございますが、この最大降雨による浸水区域と浸水の水深が示されているということでございます。また、答弁にありましたが、この計算でも反映し切れない浸水も発生する可能性があるため、注意が必要ということでございます。これが全てではないということでございますが、まず自分の住んで

いる地域の特性を知ることが自身の身を守ることに繋がりますので、こうした最新情報は正確かつ速やかに周知することが非常に重要だと考えております。

今回の公表で、浸水想定区域の拡大したエリア、水深が深くなったエリアは北部の16町内会に影響が及ぶとのことでございます。該当する町内会長には連絡済みで、町内会での回覧なども準備されているということでございます。最新情報が出されたことをしっかり周知し、住民自らが自らの地域の危険度をしっかり把握することがまず第一であるというふうに思います。

自身の、自分が住んでいる地域の水深の深さについては、県のホームページで確認をとということですが、先ほど質問でも触れましたが、県のホームページ、洪水ポータルひろしまといいますけれど、これはなかなか手ごわいものだと感じました。このポータルサイトには浸水想定区域図マップが掲載されておりまして、水深の深さが8つの区分の水深ごとに色分けで着色されて示してありますが、これが黄色、ピンク、赤の濃淡の表示でありまして、どこから色が変わっているのかというのがなかなか非常に分かりにくいというものと思います。また、ホームページの地図上の地点をクリックすると画面の左側にクリックした地点の水深の深さが表で表されるということになっておりますが、画面の地図上の一点をクリックするとどういうわけか地図の画面がですね、他の場所に切り替わってしまうというふうな状況になっております。さらに加えて、初期画面、ポータルサイトの初期画面の浸水想定区域図も想定最大という画面と計画という2画面が並べて表示されておりまして、その想定最大と計画との違いがですね、分かりにくいと感じております。ぜひ一般の住民の方が初めて見ても感覚的にですね、使いやすく分かりやすいものとなるように、ぜひ県のほうに連絡いただければと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

さて、この県のホームページで榎川と八幡川の新たな浸水想定を見ると、影響は16町内会ということではありますが、エリア的にはそこまで大きく広がったとは感じませんが、浸水の水深ですね、水深の深さが一部の地区でより深くなっているのではないかと見受けられました。宮の町の一部の地域では、これまで浸水の深さが0.5から1メートルだったんですが、これが3メートルから5メートルの深さになっていると思ひれます。水深5メートルというのは2階が水深する深さでございます。また、大通三丁目、役場の周辺をちょっとクリックすると、府中大川対象のときは水深想定は0.5から1メートルでございましたが、榎川・八幡川の水深想定では1メ

ートルから3メートルというふうに深くなっておりました。水深の深さは避難行動に直接関わる大事な情報でございます。県のホームページの見方はこうした見方で間違いはないのか、ちょっとお伺いをいたします。水深想定が水深が変わることで避難行動も変わってきますので、地域での呼びかけや避難ルートの見直しなど、自助・共助部分での対応策が進むよう、しっかり助言指導をお願いしたいと思います。

周知方法でございますが、広報、ホームページ、町内会回覧に加えて、現在ウェブでのハザードマップの作成を進めており、今年度中完成すると。併せて紙ベースのマップを印刷し、配布できればと考えているとのことでございます。最新情報をすぐに更新できるということで、ウェブ上のハザードマップも必要でございますが、やはり家族全員で手に取って見られる、書き込める、そして保存ができる、紙ベースのものも必要ではないかと思えます。紙ベースのものも作成するとのことでございますが、その作成される紙ベースのものは町内全域のハザードマップ、現在は令和2年4月が最新だということですが、これの更新を行うというふうに考えてよろしいでしょうか。

また、ウェブ上のハザードマップを作成中とのことですが、情報の中に過去の災害発生場所、浸水した地域、復旧工事を実施した場所などを付記すればですね、よりハザードマップとしての効果が高いのではないかと思います。これは検討をお願いしたいと思います。

再質問の最後になりますが、県のホームページの資料を見ておきますと、県では想定される浸水の深さ等の情報を町なかに表示する、まるごとまちごとハザードマップに取り組むというふうに書かれておられますが、府中町域における取組状況について県から具体的な情報提供は来ているのでしょうか。あれば教えていただきたいと思えます。

以上、再質問といたします。

○議長（益田芳子君） 答弁。

危機管理課長。

○危機管理課長（松林 亮君） 危機管理課長です。

寺尾議員からの再質問にお答えいたします。

まず、広島県のホームページ、洪水ポータルひろしまが大変使いにくいということで、8つの水深の着色が分かりにくい、地図をクリックすると他の関係のない場所へ切り替わってしまう、洪水想定区域の想定災害と計画の2画面の表示の違いが分かり

にくいということだったと思います。これらにつきましては、いずれも担当であります広島県河川課のほうへお伝えさせていただいておりますが、水深の着色が分かりにくいという件につきましては、視覚障害のある方にも分かりやすいように対応しているということで変更は難しいということですので、御理解いただけたらと思います。それ以外につきましては、広島県へ改善をお願いしているところです。

次に、広島県のホームページ、洪水ポータルひろしまの見方は間違いないかということですが、新たに指定されました榎川と八幡川からの氾濫による浸水深と従前の府中大川からの氾濫による浸水深を比較して、大きいほうの浸水深を色で表示しており、議員のおっしゃる見方については間違いございません。

次に、想定される洪水の浸水深が変わることで避難行動も変わるので、地域での呼びかけや避難ルートの見直しなど、自助・共助部分での対応策が進むよう、しっかり助言指導をとのことでした。

特に大きな災害におきましては、自助・共助が大変重要であり、自主防災会活動を活性化することにより、自助・共助の意識を高めていければと考えております。具体的には、自主防災会活動の補助金の中で、地域のリーダーとして活躍いただけるよう、防災士資格取得を支援しているところです。また、避難行動を取ってもらうためには、呼びかけが重要であり、現在広島県と協働し、自主防災会単位で呼びかけ体制構築事業を実施しておりますので、これらの制度をぜひ御活用いただけたらと思います。

それから、町域全体のハザードマップの更新を行うのですか、過去の災害発生場所などの付記の検討をとの御質問ですが、今回紙ベースの町域全体のハザードマップを作成するものではございません。今年度進めております、ウェブハザードマップの作成と合わせて、榎川、八幡川の浸水情報の追加で、変更のあった範囲のものを紙ベースとして作成し、配布することとしております。紙ベースのハザードマップについては、手に取って見ることができ、扱いやすく保存しやすいというのはおっしゃるとおりだと思います。今後、新たな危険箇所の発生などに併せ、町民の皆様の意見を反映したハザードマップの見直しが必要と考えております。現状では5年程度での見直しを行っております。については、ウェブハザードマップの認知度などを踏まえ、紙ベースのハザードマップを作成するか検討いたします。また、その際、議員のおっしゃる過去の災害発生場所などの付記についても考えてまいります。

それから、まるごとまちごとハザードマップの府中町域の取組状況について、県か

ら具体的な情報提供はありますかという御質問でした。

まるごとまちごとハザードマップ事業は、地域の水害の危険性を実感できるよう、電柱などに浸水深や避難行動に関する情報を表示する取組で、現在広島県が進めている事業です。県内部で検討されている段階と聞いておりますが、それ以外の情報につきましてはまだ町へ入ってきておりません。今後も県と連携を図ってまいりたいと考えております。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（益田芳子君） 3回目の質問ございますか。

11番寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） 答弁ありがとうございます。

県のホームページについては、改善を依頼しているということでございます。引き続き分かりやすいものになるよう、見やすいものになるよう、要望していただきたいと思っております。

さきに触れました浸水の深さの見方に関する県のホームページの見方については間違いないということでございます。ということは、宮の町地区の一部や役場周辺では河川氾濫した場合の最大想定水深の深さがより深くなっており、災害時の避難行動も当然変えなければならないということでございます。町としても今回の公表内容について町内会での回覧や出前講座などを行うということですので、水深想定が広がったエリアや、浸水の水深が深くなった地域において変わったところをより丁寧に説明し、避難行動につながるよう助言していただきたいと思っております。よろしく願いをいたします。

また、紙ベースのハザードマップの作成は、今回の榎川、八幡川の洪水浸水情報の追加で変更のあった範囲のものをまず作成し配布するというところでございます。デジタル化も大切ですが、町全体の情報内容が大きく変わったときなどは、やはり紙ベースでのマップをつくり、全世帯に配布することはとても大切なことだと思いますので、検討のほうをよろしく願いしたいと思います。

県のまるごとまちごとハザードマップ事業とは電柱などに浸水の深さや避難行動に関する情報を表示する取組ということでございます。県内部の検討段階のものということですが、町なかに直接目の触れる部分にそうした災害避難情報を表示するということは、地域の危険度が見える化するということで、避難行動にも生かしてもらえる

のではないかと思います。防災関連事業につきましては、国、県、町それぞれが主体的に取り組んでおりますが、町としても主体的に県と協力連携し、ハザードマップの見える化に努めていただきたいと思います。

以上、拡大した洪水浸水エリア等への助言指導、紙ベースのハザードマップの作成、ハザードマップの見える化などについて要望して、質問を終わります。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（益田芳子君） 以上で、第4項、榎川、八幡川の洪水浸水リスクの周知について、11番寺尾議員の質問を終わります。

以上で、総務文教関係の質問、全部終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） ここで少し早いのですが、昼休憩といたします。再開は13時からといたします。休憩。

（休憩 午前11時30分）

（再開 午後 1時00分）

○副議長（西山 優君） 議長を交代いたしました。

休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○副議長（西山 優君） 続いて、厚生関係の質問を行います。

厚生関係第1項、待機児童の実態について、17番児玉議員の質問を行います。

17番、児玉議員。

○17番（児玉利典君） 改めまして、皆さん、こんにちは。17番児玉でございます。

私のほうからは待機児童の実態につきましてお伺いいたします。

これまでも多くの議員が質問し、私も3回目となりますが、改めて待機児童について質問させていただきます。

質問趣旨でございますが、待機児童の問題は、近年社会的に大きな課題となっており、厚生労働省がこれまでも待機児童の解消に向け、平成25年から30年の4年間で約50万人減の待機児童解消加速化プランを実施し、続く令和元年から令和3年までの3年間で子育て安心プランとして約32万人、さらに令和6年度までの4年間で新子育て安心プランとして14万人の待機児童を解消することで、保育園そのも



のに入れない待機児童が全国的に減少する傾向にあります。

一方、何らかの事情がある潜在的児童の数は横ばい、または増加しており、コロナの影響もありまして、昨年は問合せもなかったんですが、これまでの町の取組として保育園の増築や定員増、認可外保育園の拡充や広域での対応など、さらに言えば府中町においてプラチナ保育で待機児童の解消に向けた施策が実施され、順調に減ってきていると感じておりましたが、なぜか今年に入り、なかなか保育園に入れないという相談を五、六件受けました。私の感触ではありますけども、潜在的待機児童含め増えているのではないかというふうに感じております。

御承知のとおり、待機児童、潜在的待機児童の問題は希望の保育園に入れない、あるいは就活中で仕事が決まらない、育児休暇を延長するなどの各家庭の事情や、受入れ側の保育園の定員、あるいは保育士さんの確保など課題はたくさんあります。その中で、受入れが困難なことも理解しておりますが、働くお父さん、お母さんの雇用を確保するほか、幼児の健やかで健全な成長を形成する上でも最も重要な課題であると考えております。

また、府中町は住みたい町ランキングや町の幸福度中国地方のランキングでもナンバー1となっております。その中で、アクセスや病院、商業施設が充実をしていることはもとより、子育ても充実しているという極めて誇らしい町の評価となっております、これからも住んでみたいと思われる町にするためにも、待機児童ゼロを早期に解決すべきと考えます。

そこで、次の3点についてお伺いいたします。

- 1、待機児童の実態について。
- 2、これまでに取られてきた対応策について。
- 3、今後はどのような対応をされるのか。

以上、3点をよろしくお願ひ申し上げます。

○副議長（西山 優君） 答弁。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（山西仁子君） 福祉保健部長です。17番児玉議員の一般質問、待機児童の実態についてに答弁いたします。

御質問の1点目、待機児童の実態についてですが、お手元の参考資料を御覧ください。

表 1 は、国の基準の待機児童数の表です。

平成 30 年度、平成 31 年度は、1 人、4 人と待機児童が出ていますが、令和 2 年度からは、国の基準の待機児童は出ていません。

表 2 は、国の基準にはかからない潜在的な待機児童数です。

平成 30 年度と令和 3 年度は、100 人を切りましたが、その他の年は、年度当初の 4 月 1 日時点で、100 人を超える待機児童が出ております。

ゼロ歳、1 歳、2 歳の待機児童が特に多く、近年の特徴としましては、育児休業明けの 1 歳児の保育所入所希望者が特に増えている状況です。

次に、潜在的な待機児童の理由別についてですが、令和 4 年度の 159 人の内訳について、表 3 を御覧ください。

特定の保育所を希望される特定希望が 52 人、仕事を探されている求職中が 37 人、育児休業明けの保育所入所の予約が取れていない予約未確定が 44 人、育児休業の延長のため保育所の申込みをされる消極的申請が 11 人、その他は、認定こども園内で幼稚園部から保育園部に変更を希望される 2 号変更希望の方のことで、15 人となっています。特定の園を希望されている 3 歳以上児は、町外の幼稚園に通園されており、3 歳未満児の半数近くは、認可外保育所や企業主導型保育施設等を利用しながら、また、祖父母等に見てもらいながら、仕事に復帰され、保育所の入所を待たれています。また、求職中の 37 人については、昨年同時期の 20 人から倍増しており、就労希望者が増えている状況となっています。予約未確定の方は、育児休業中のため、入所が決まらないと復職できない人となります。

以上のことから、潜在的な待機児童の中でも特に保育が必要な人を考えると、100 人の入所可能枠を増やす必要があると考えております。

御質問の 2 点目、これまでに取られた対応策についてですが、平成 28 年度と平成 30 年度の既存の保育所の建て替え時に合わせて 40 人の定員を増員し、平成 30 年度に小規模保育所の新設及び令和 2 年度に認可外保育所の小規模保育所への変更、令和元年度に、事業所内保育施設を 1 か所認可、令和 2 年度に 120 名定員の認可保育所の新設などにより、保育の受入れ枠の拡大や多様な保育サービスの充実を図り、待機児童問題の解消に取り組んできました。

御質問の 3 点目、今後どのような対応をされるのかについてですが、保育行政の推進については、府中町第 4 次総合計画において、単位施策「子育て環境の確保」の目

標として、待機児童ゼロを掲げ、実施計画においては、令和3年度に公募、令和4年度に1施設と建設事業費を計上し、具体的な取組として、保育所ニーズの増加に伴う潜在的待機児童の解消に向け、新設保育所を整備する事業者に対し助成を行うとしております。

実施計画にあります令和3年度の公募については、令和2年6月に開園しました認可保育所の入所状況とコロナ禍での入園・通園控えによる潜在的な待機児童数の減少等により見送ることとしました。

しかし、本年4月1日の潜在的な待機児童数は、先ほど申し上げたとおり、159名で、昨年度の同時期の83名から倍増しており、議員御指摘のとおり、本年度は多くの児童が保育所等の入所を待っている状況であります。

併せて、就業を希望する申請者も倍増しており、女性の就業率の向上等による今後の保育需要の増大を勘案し、保育所等の新設が必要であるとの結論に至り、今年度、潜在的な待機児童問題の解決に向けて、保育所または認定こども園を整備するため、保育所等の設置・運営主体となる法人を公募することといたしました。

公募内容は、事業者自らが土地を確保し、保育定員は100名、運営開始は、令和6年4月1日としています。公募期間は、7月から9月の間を予定しており、公募内容の詳細が決まりましたら、町のホームページ及び広報ふちゅうに掲載いたします。

まずは、令和6年4月1日に開園できるように、しっかりと事務を進め、保育を必要とする人が困らないように、保育環境の整備を進めてまいります。

答弁は以上です。よろしく願いいたします。

○副議長（西山 優君） 2回目の質問はございますか。

17番児玉議員。

○17番（児玉利典君） 17番児玉でございます。

御答弁ありがとうございました。また、分かりやすい資料も頂きまして、本当にありがとうございます。

まず、厚生労働省が定義する待機児童については解消されているという理解をさせていただいておりまして、少し安心したんですが、私の質問の中にもありますように、潜在的待機児童、やっぱり体感的といいますか、私の感覚でも増えておるなということで、平成30年とか31年とか令和2年、ここらから比べて1.5倍ぐらいになっておると、多くなってきておると。昨年はコロナの中で保育園で預けるといことが

少なかったのかなというふうにも理解いたしました。

これまでに様々な対応されてきておられてですね、それぞれの家庭の事情ということがあってですね、希望の保育園に空きがないということも理解はできるんですが、こういったところをね、159名の方がまだ潜在的待機児童数で残っておるというところに対してですね、また新たな受皿を令和6年を目指してですね、造られるというふうに聞いております。こちらのほうはですね、やっぱりしっかりと準備をさせていただいてですね、できれば来年、あるいはそれよりも前倒しできるようなイメージでできたら一番いいんですが、6年遅れることなくですね、前のさくら保育園でしたっけ、あれは何か2か月、3か月ちょっと遅れた実績ありますよね。決してそういうことがないようにしていただけないかと。そうすることによってお父さんお母さんが働きに出ることができるということもあるということも念頭に置いていただきたいなど。

その辺を含めてですね、潜在的待機児童の解消に努めていただきたいなということをお願いしたいと思います。

そこで、2回目の質問になるんですが、新しくできる、令和6年4月に開園する新しい保育園、これまでは2年間ありますけども、この2年間をどのように乗り切るか、待機児童の対策についてですね、潜在的待機児童について対応にですね、御質問させていただきたいと思います。

○副議長（西山 優君） 答弁。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（金本智巳君） 子育て支援課長です。

17番児玉議員の2回目の御質問、令和6年度に新しい保育所が開設されるまでどのような待機児童対策を考えていますかについて答弁させていただきます。

既存の保育所等は、通年の入所率が110%を超えており、これ以上の受入れがなかなかできない状況です。

保育所等の入所を待たれている保護者には、毎月、状況をお聞きしております。勤務先周辺の認可外の保育施設や広域入所が可能な保育施設等も含めて、御案内できる範囲で、情報共有しております。また、3歳以上児の場合は、幼稚園の情報も収集しながら御案内しております。3歳未満児の場合は、保育の選択肢の1つとして、プラチナ保育事業についても制度の御案内をしております。

いずれにしても大きな解決には至りませんが、少しでも解決に向かえるよう、でき

ることから動いております。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○副議長（西山 優君） 3回目の質問ございますか。

17番児玉議員。

○17番（児玉利典君） ありがとうございます。

新しい保育園ができる予定ということで、それまでの2年間というのが非常に正念場なのかなと。ただ大きな対策にはならん。だけど、丁寧に説明して、空きが出次第入ってもらうとか、プラチナ保育を推奨するとかいったような対応、今までと同様の対応になるところもあるかもしれませんが、広域というところもね、さらに考えながら、近隣の市町はやっぱり多いところあると思うんですけども、とはいえ職場に近いとかね、そういうところがあればぜひともそういうところ丁寧に説明してあげたいなというふうに思っています。

いずれにしましてもですね、潜在的待機児童を含めですね、いち早い解決、それから待機児童ゼロに向けたことに対して尽力いただいていると思います。

さらにですね、こういった対応をしていただくこと強く要望しまして、最後に1点だけちょっと質問させてください。

私はですね、潜在的待機児童が多くてもですね、今159人ですかね、やみくもに保育園を増やすのはちょっといかなものかなと思うんです。というのも、この先ですね、少子化になってくるとやっぱり保育園の経営であるとかね、あるいは定員不足になってみたりとかいうことも懸念されます。そういうことからですね、今後定員に満たない時代ももしかしたら来るかなと、その中でですね、今後保育園の入所者が減ってきたときに、保育園さん、先ほど言ったようなことで困らないかなというふうに私も危惧しておるところです。そのような状況になったときにどういうふうにするんか、そのことを最後に聞かせていただいて、私の質問を終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○副議長（西山 優君） 答弁。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（金本智巳君） 子育て支援課長です。

児玉議員の3回目の御質問にお答えします。

今後、保育所の入所者が減ってきたら、保育所は困らないのか、そのような状態に

なったときどうするのかについて答弁させていただきます。

現在の保育所は、全園とも面積ぎりぎりまで定員を増やしてもらっています。保育環境としては、余裕を持って保育をしていただけるほうがよいため、適正な保育所定員に変更していただくこともできるようになると思います。

また、現在の潜在的待機児童がたくさんいる中で、認定こども園への移行を考えておられる保育所もあります。定員に余裕ができれば、御意向どおり、認定こども園に移行してもらえます。

現在は受入れができていない広域入所も受け入れることができるようになります。

そのほか、現在、実施できていません保育事業、例えば、一般型の一時預かり事業なども、保育室の余裕ができましたら、実施することもできます。

以上のことから、今後、入所児童が減少しても保育所が困ることはないと考えております。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○副議長（西山 優君） 以上で、第1項、待機児童の実態について、17番児玉議員の質問を終わります。

続いて、厚生関係第2項、町内会加入率の現状とその対応について、2番宮本議員の質問を行います。

2番宮本議員。

○2番（宮本 彰君） 2番宮本でございます。

質問につきまして、町内会加入率の現状とその対応について質問いたします。

府中町第4次総合計画に掲げるまちづくりビジョンを実現するため、重点的に取り組む事業を示すものとして後期実施計画が策定されています。この計画を実施していくに当たり、町と町内会との協働は不可欠であると確信をしております。児童登下校の見守り、高齢者世帯の見守り、急傾斜地の防災見守り等、行政単独では担い切れない地域課題への対応において、これまでの町内会の様々な取組と、これから形成していく自主防災の仕組みづくりが大きな役割を果たしていきます。

昨日ですけども、北小で町主催のですね、防災ワークショップというのに参加をさせていただきました。防災に対して向き合い方とかですね、町内会としての向き合い方とか対応について勉強させていただき、やはり肝になるのは町内会の対応次第で防災減災に対し大きな役割を果たすのではないかということを実感いたしました。

しかし、現在町内会は運営メンバーの高齢化と加入率の低下という大きな問題に直面しています。また、コロナ禍の影響から、コミュニティー活動（レクリエーション、文化継承祭り、地域清掃等）も自粛または縮小傾向にあります。

そこで、次の質問をいたします。

1つ、町内会加入率の推移。第4次総合計画の策定後ですね。

2つ目、町への町内会からの要望事項。

3つ、町内会から要望事項に対する対応。

4つ、町としての町内会加入率向上の施策。

以上、4点ですが質問をいたします。

○副議長（西山 優君） 答弁。

町民生活部長。

○町民生活部長（森本雅生君） こんにちは。町民生活部長です。どうぞよろしく願います。

2番宮本議員からの一般質問、町内会加入率の現状とその対応についてに答弁いたします。

まず初めに、町内会の加入率につきましては、府中町第4次総合計画の基本目標「誰もが安心・安全快適に暮らせるまちづくり」、基本施策「地域協働・産業活性化・安心安全のまちづくり」、単位施策「地域の活性化」の施策指標とし、実施計画において目標値を掲げ、地域住民の交流、活動、コミュニティーの場を提供するとともに、住民と行政の連携・協働によるまちづくりを推進する施策展開により、目標値の達成に向け、取組を行っているところです。

地域課題である地域の見守りや安心・安全、福祉や防災などを推進し、地域コミュニティーの基盤をより強固にするためには、町内会の存在が不可欠です。しかしながら、役員の高齢化、後継者や担い手不足が課題となり、当町を含めた全国の自治体において町内会の加入率減少は、大きな社会問題となっています。

それでは、1つ目の質問、町内会加入率の推移（第4次総合計画策定後）についてです。

第4次総合計画期間である平成28年度以降の数値ですが、平成28年度は77.6%、平成29年度は76.5%、平成30年度は74.5%、令和元年度は72.7%、令和2年度は73.3%、令和3年度は71.0%、令和4年度は

70.2%となります。令和元年度から令和2年度にかけてのみ、0.6%増、その他の年度推移は減少しているとともに、全ての年度において目標値を下回り、平成28年度から令和4年度までの7年間で7.4%の減少という厳しい結果になっています。

続いて、2つ目の質問、町への町内会からの要望事項、及び3つ目の質問、町内会からの要望事項に対する対応ですが、関連する内容となりますので、一括して答弁をいたします。

町では、町政や地域課題に関して相互理解を深め、連携・協働したまちづくりを進めていくために、令和3年度から町内会の代表者の皆さんと町長をはじめ関係する部署の職員が地域の諸課題について意見交換を行う府中町地域懇談会を開催しています。この地域懇談会は、2年間で町内全域をお伺いすることとしており、5月末時点で、全11回中、6回までを終えました。この懇談会では、町内会の加入率減少や担い手不足、町内会集会所など、町内会の問題をはじめ、防災、ごみ問題、交通安全、防犯、区画整理事業などの地域課題に対して、多くの御意見や御要望を頂いています。また、日常業務においても、道路標識や交通規制などの交通安全関係、防犯灯設置などの防犯関係、道路損傷などの道路維持関係といった様々な内容の御要望を町内会から頂いています。

全ての要望がすぐに解決できるわけではありませんが、寄り添い親切丁寧な対応を行うとともに、庁内各課や様々な関係機関と連携し、迅速な問題解決を行っているところです。

最後に、町としての町内会加入率向上の施策についてです。

現在、町では加入率を向上させるため、様々な取組を行っています。広報紙による町内会加入の呼びかけ、転入して来られた人へは、町内会長の連絡先の記載や町内会の紹介をしているサイト、こむねっとひろしまというサイトがありますが、そのサイトを見ることができるQRコードがついた加入促進のチラシの配布、町内の宅建業協会に加入している不動産事業者に対しての加入促進チラシの配架及び配布依頼、安芸府中高校放送部の協力による、府中町パトロールカーでの町内会加入呼びかけメッセージ放送、町内会の課題に基づき、実態に即したセミナーの開催などといった内容となります。

しかしながら、先ほど御説明しましたように、加入率が年々減少していることから、



今後は加入率の向上に向けた取組をより一層充実させてまいります。具体的には、今年度新たな取組として、期間限定となりますが、本庁2階待合コーナーやつばきバスのモニターでの町内会加入呼びかけや、転入者への啓発物やチラシの配布による加入促進キャンペーンなども開催する予定です。

安心・安全で住みよいまちづくりには、町内会との協働は欠かせないものであることを認識していますので、今後も町内会連合会を含めて連携を密にし、他市町の先進事例を導入するなど、町内会加入率の向上に向けた対策を講じてまいります。

答弁は以上です。よろしく願いいたします。

○副議長（西山 優君） 2回目の質問はございますか。

2番宮本議員。

○2番（宮本 彰君） 宮本です。答弁ありがとうございます。

府中町地域懇談会には、私も出席させていただきましたけども、各町内会や地域の声を直接聞くということで、即決を期待できる取組だと思っております。残り5回も実施していただき、早めの回答を出して町内会でも具体的な対策が取れるようになればよいと思っております。

町内会の加入を促すチラシを拝見いたしました。コンパクトでよくできており、QRコードでスマホを開くと各町内会の活動状況や会費などの情報も入っており、転入してこられた方には分かりやすくなっていると思います。

その加入促進チラシを配布及び配布依頼された不動産業者を差し支えなければ教えていただきたい。

それから何部配布したのかも教えてください。

安芸府中高校放送部による府中町パトロールカーでの加入呼びかけは仕事をしている私はあまり聞いたことありませんけども、休日に実施したのかどうかいうのを教えてください。

本庁2階待合コーナーやつばきバスのモニターでの加入呼びかけと、転入者への啓発物やチラシの配布による加入促進キャンペーンはいつから開催されるのか教えてください。

以上、3点お願いいたします。

○副議長（西山 優君） 答弁。

自治振興課長兼職次長。

○町民生活部次長兼自治振興課長（谷口充寿君） 自治振興課長兼職次長でございます。

2番宮本議員からの2回目の御質問、3点について答弁をいたします。

まず、1点目、町内会加入促進チラシを配布及び配布依頼をした不動産業者、そして配布部数についてです。

町内会等地域活動の促進に関することを連携項目として、町が包括連携協定を締結しております公益財団法人広島県宅地建物取引業協会安芸賀茂支部会員である町内の42社に対しまして、令和4年1月に依頼文書と共にチラシを20枚送付し、配布依頼を行っております。会社名につきましては、42社と多くございますので、この場では省略させていただきます。

続いて、2点目、府中町パトロール車での町内会加入呼びかけメッセージ放送の実施状況についてです。

この取組は令和4年3月から行っております。メッセージの内容は、自分たちの地域をよりよいものにしていくためには、そこに住む人が地域のことを考え、お互いに協力していくことが必要です。地域の人々との交流を通して、安心して住みよい地域づくり活動に自ら参加してみませんか。町内会へ加入して一緒に地域をよくしていきましょうとなっております。

生徒からの呼びかけで分かりやすく、自然に耳に入ってくるといったうれしいお声が寄せられております。

放送は転入や手続が多い時期である3月下旬から4月中旬にかけて、平日の毎日午前と午後、町内のパトロール中に実施しました。効果的な放送とするため、時期を決めて行いましたが、今後は一定期間ごとに行うなど、さらなる取組も検討していきたいと考えております。

続いて3点目、新たな取組である町内会加入呼びかけ及び町内会加入促進キャンペーンの開催時期と詳細内容についてです。

まず、本庁2階待合コーナーでの加入呼びかけは、テレビの横に設置しております壁かけモニターの利用により、今年度から開始し、4月は1か月間実施、今後7月、9月、11月、12月、令和5年1月、3月の一定期間に周知をする予定でございます。

次に、つばきバスのモニターによる周知は、令和5年5月の10日間実施をいたします。

最後に、加入促進キャンペーンの実施期間は、転入者の多い時期である令和5年3月から令和5年4月にかけて数日間の予定としております。待合コーナーへ机を設置し、加入促進をアピールするのぼりを掲げるとともに、はっぴをまとい、メッセージ放送を流しながら、町内会連合会の役員と担当職員がチラシや啓発物品を配りながら、お声をかけ、加入を呼びかけてまいります。その場で加入の意思を示された場合は、机にて手続等簡単な説明を行うよう考えております。

答弁は以上です。よろしくお願ひいたします。

○副議長（西山 優君） 3回目の質問はございますか。

2番宮本議員。

○2番（宮本 彰君） 宮本です。丁寧な答弁ありがとうございました。

3回目は要望になるんですけども、町内会へ加入しない世帯の理由として、一般的にいろいろありますが、主な理由として、メリットが分からない、加入しても困らない、2番目に、平日は忙しくて休日ぐらひはゆっくりしたい、3つ目、会費や募金など半ば強制的に取られるのが嫌だ、4つ目が輪番制で回ってくる役員担当が負担になるということが数多くあります。今の加入しない、または加入したくない理由を見ると、2番目の平日は仕事で忙しい分ですけども、毎週ではなく月1回もしくは数か月に1回の割合で役員とか役割がある程度説明でき、3番目は町内会によって違いはありますが、年会費が年間1,200円から3,600円の範囲で安価であって、募金は強制ではなく、したくなければしないと、しなくてもいいということで説明ができます。4番目、輪番制の役員ですけども、各班、グループは10世帯以上の単位で構成されており、10年以上で1回の割合で回ってくるということで大して回ってこないですよというようなことで説明ができるということなんですけども、1番目のメリットが分からないとか、困らないという理由が一番厄介です。町内会に加入されない世帯でも町の広報紙は町内会が配布しますが、小学校だよりとか広島県警からの交通防犯等の情報誌は町内会の回覧になるのみで配布はされていません。未加入世帯に町内会の活動状況や防災への取組等足を運んで理解していただけるように未加入者に説くことが大事だと思うので、ぜひ町内会へ加入促進、今作られている加入促進チラシですね、を必要部数、町内会によって違ふと思ひますので、配布していただくとともにですね、町内会独自もやっぱり加入啓発をするように促していただければと思ひます。

以上、要望で質問を終わります。

○副議長（西山 優君） 以上で、第2項、町内会加入率の現状とその対応について、  
2番宮本議員の質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○副議長（西山 優君） ここでお諮りします。

本日はこれをもって延会としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（西山 優君） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とし、次回は6月28日午前9時30分から会議
を開きます。

御苦労さまでした。

（延会 午後 1時40分）

上記記録の内容が正確であることを証するため署名する。

府中町議会 議長

副議長

議員

議員